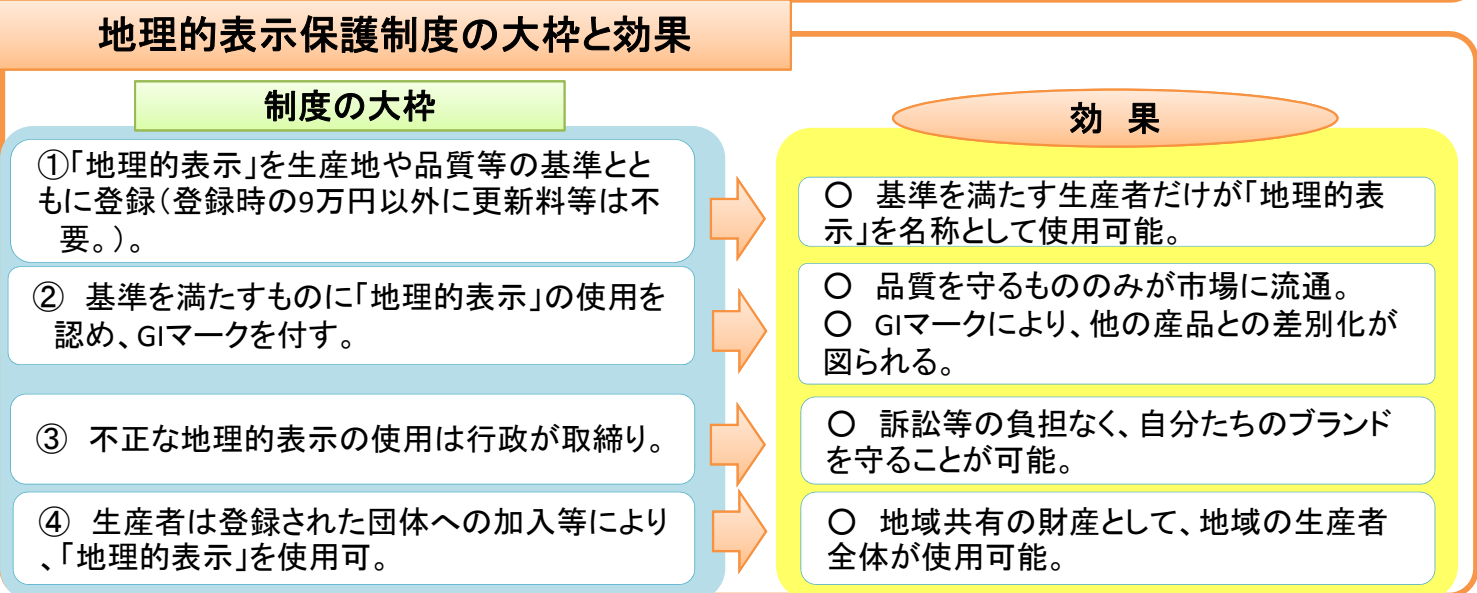
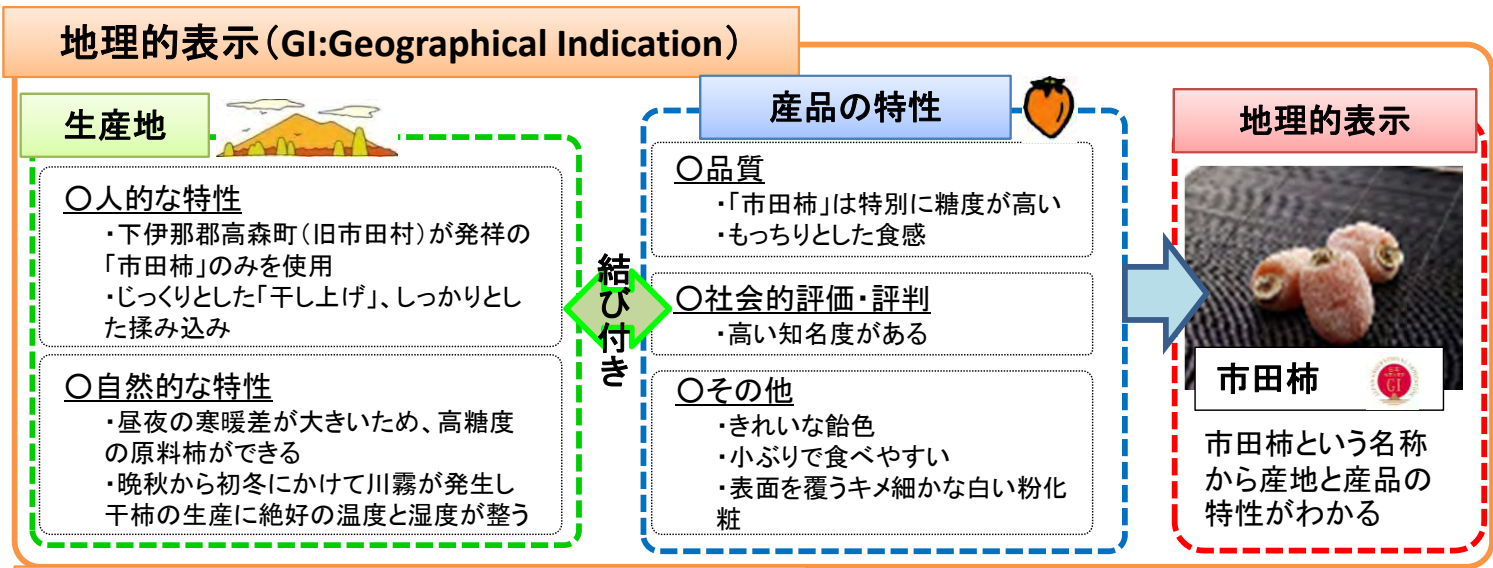


3-2. 地理的表示保護制度

- 地理的表示とは、地域で育まれた伝統を有し、その品質等の特性が生産地と結び付いている農林水産物・食品等の名称。
- この名称を知的財産として保護する地理的表示保護制度の運用を平成27年6月から開始。今後、国内外の市場においてGIマークによる差別化と保護を図ることで、我が国の地域特産品のブランド化を促進。



登録製品の例



夕張メロン
(北海道)



みやぎサーモン
(宮城県)



三島馬鈴薯
(静岡県)



山内かぶら
(福井県)



西尾の抹茶
(愛知県)



神戸ビーフ
(兵庫県)



下関ふく
(山口県、福岡県)



鹿児島壺造り黒酢
(鹿児島県)



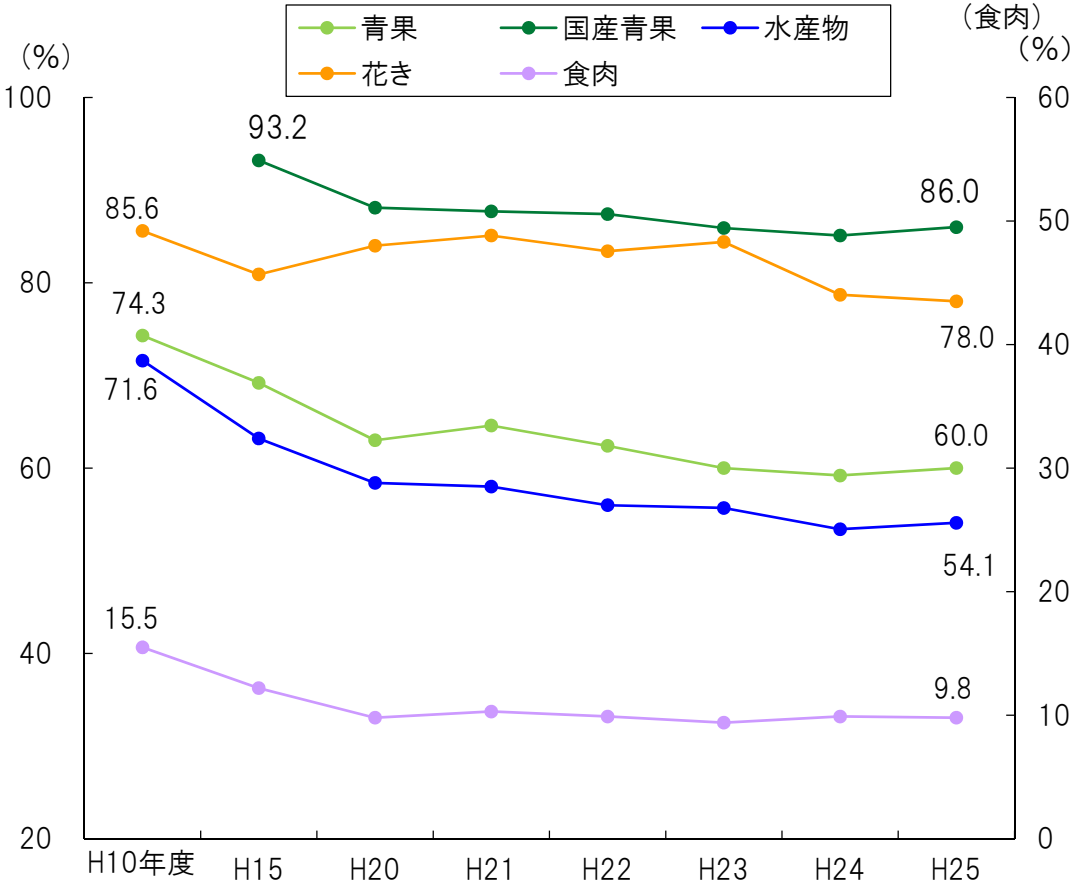
說明參考資料

卸売市場経由率等の推移

- 卸売市場へ出荷するか否かは出荷者に委ねられており、多様な流通形態が進展する中、卸売市場における取扱数量の減少に伴い市場経由率は低下傾向にある。
- 平成18年度以降、青果部について、地方都市に立地する18の中央卸売市場が地方卸売市場（取引規制は限定的※）へ転換。
（例：平成26年度：福島市、千葉市、船橋市 平成25年度：佐世保市 平成24年度：秋田市）
- 地方卸売市場においては、1市場当たりの平均業者数は卸売業者1、仲卸業者2程度と中央卸売市場（卸売業者3、仲卸業者51程度）と比べ小規模。

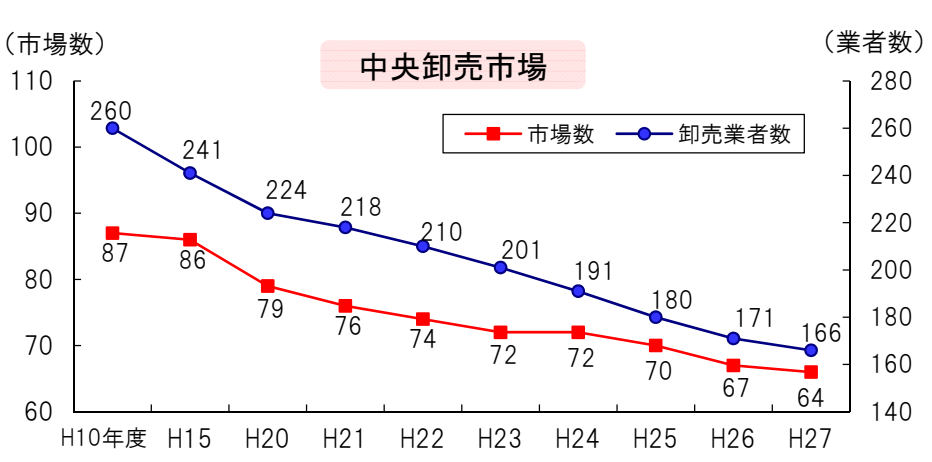
※中央卸売市場については、商物一致取引の原則や卸売の相手方の制限等の取引規制があるが、地方卸売市場については規制していない。

■卸売市場経由率の推移(重量ベース、推計)

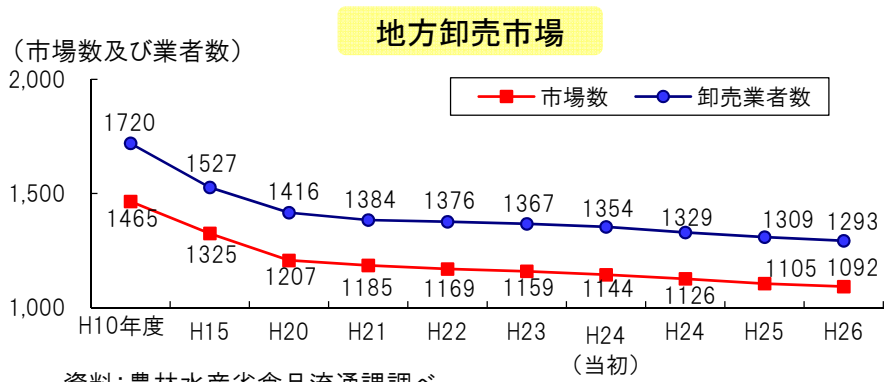


資料：農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計
注：卸売市場経由率は、国内で流通した加工品を含む国産及び輸入の青果、水産物等のうち、卸売市場（水産物についてはいわゆる産地市場の取扱量は除く。）を経由したものの数量割合（花きについては金額割合）の推計値。

■卸売市場数、卸売業者数の推移



資料：農林水産省食品流通課調べ 注：各年度とも年度末現在の数である。

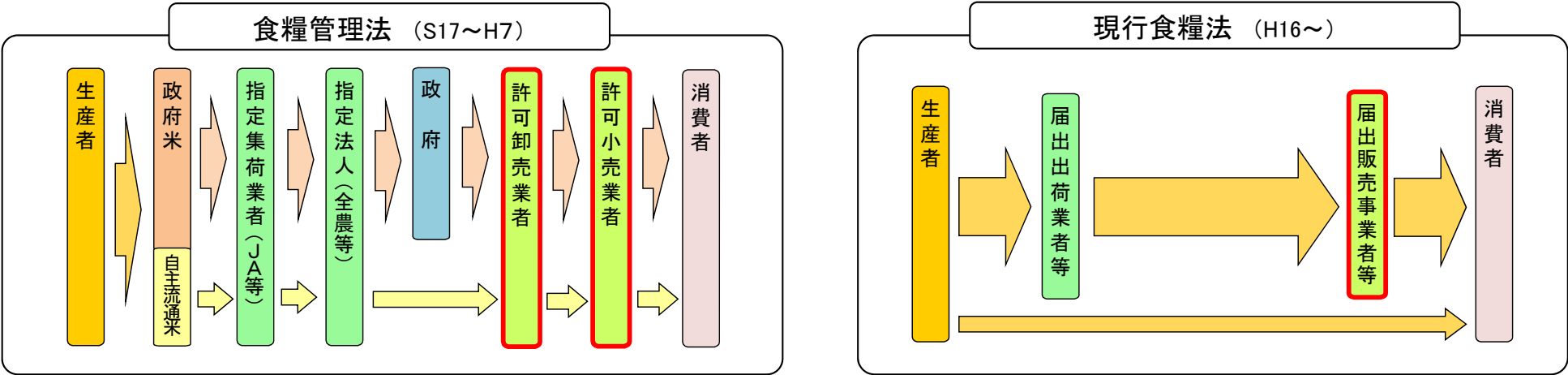


資料：農林水産省食品流通課調べ
注：H23年度までは年度当初現在の数、H24年度以降は年度末現在の数である。
（なお、H24年度は年度当初の数も併記）

米卸売業の規制の変遷と現状

- 食糧管理法(～平成7年)下では、国民の主食である米の安定的な供給のため、国による全量管理が基本であり、流通について厳格な規制を課していた。
- 具体的には、生産者に対して政府への売渡義務を課すとともに、集荷、販売等については、これを国ですべて実施することは困難であることから、一定の要件を満たす者にこれらの業務を行わせていた(許可制)。
- こうした中、卸売業者には、国が買い入れた米を多数存在する小売業者に仕分け、分荷することや、あらかじめ定められた販売先に適確に流通させることが求められており、横流しをした場合の罰則も課せられていた。
- その後、消費者ニーズの多様化に対応するため、平成16年の食糧法改正により流通規制は原則撤廃され、法律上、卸売業者・小売業者の区分がなくなり、販売事業者の届出制に移行したが、新規参入の事業者に加え、食糧管理法時の許可卸売業者等もそのまま移行・存続し、多数の卸売業者が存在することとなっている。

【米穀の流通制度の変遷・比較】



	食糧管理法 (～H7)	現行食糧法 (H16～)
流通規制 の考え方	○ 政府の直接売買により米の流通量をコントロール ○ 流通経路を厳格に管理	○ 消費者ニーズの多様化等に伴い、流通規制は原則撤廃
販売業者	○ 集・出荷業者間、卸・小売業者間それぞれを厳格に区分した許可制	○ 集・出荷業者間の区分、卸・小売業者間の区分のない出荷又は販売事業者の届出制

米卸売業の主な機能

- 一般に、卸売業については、以下の左表に示す機能が考えられる。
- 米の卸売業に当てはめた場合、一部の機能については一定の役割が認識されているものの、以下の右表に掲げるような課題が考えられるところ。

【卸売事業の一般的な機能】

① 品揃え・分荷機能

- 産地から商品を買入れ・保管するとともに消費者や実需者のニーズに応じて、必要な品目・量へと仕分け、送り届ける機能

② 加工機能

- 小売業者等が求める加工（1次加工等簡易なもの）を行う機能

③ 販売機能

- 産地から買い取った商品を、小売業者等多様なユーザー等に販売する機能（輸出も含め、販売経路の開拓も）

④ 価格形成機能

- 需給動向等を反映した価格形成の一翼を担う機能

⑤ 金融・危険負担機能

- 迅速かつ確実に販売代金の支払いを行う機能（決済機能）

⑥ 情報受発信機能

- 需給に係る情報などを収集し、産地や小売事業者等に情報提供する機能

【米の卸売業の場合】

鮮度が重視され、小売店舗当たりアイテム数が多い青果物や水産物と比較して、保存がきき、アイテム数が少ない米についてのこの機能について、今後どのように考えるか。

量販店等高い品質管理が求められる需要先には、一定程度高度化された施設でのとう精が必要となるが、とう精加工自体は高度なものではない中で、この機能について、今後どのように考えるか。

販売先の獲得・確保について、産地からは卸売業の一定の役割は認識されている。しかしながら、販路の獲得については、今後は産地・集荷業・卸売業が共に取り組むべきではないか。

米は相対取引が大部分を占めているところであり、卸売業の価格形成機能について、今後どのように考えるか。

米は、取引当たりの取引額が比較的大きいことから、小口の取引の多くが前金制で行われる等、決済リスクを回避する仕組みはある程度浸透しているのではないか。

情報交換は様々な関係者間で行われており、卸売業が果たす役割について、今後どのように考えるか。

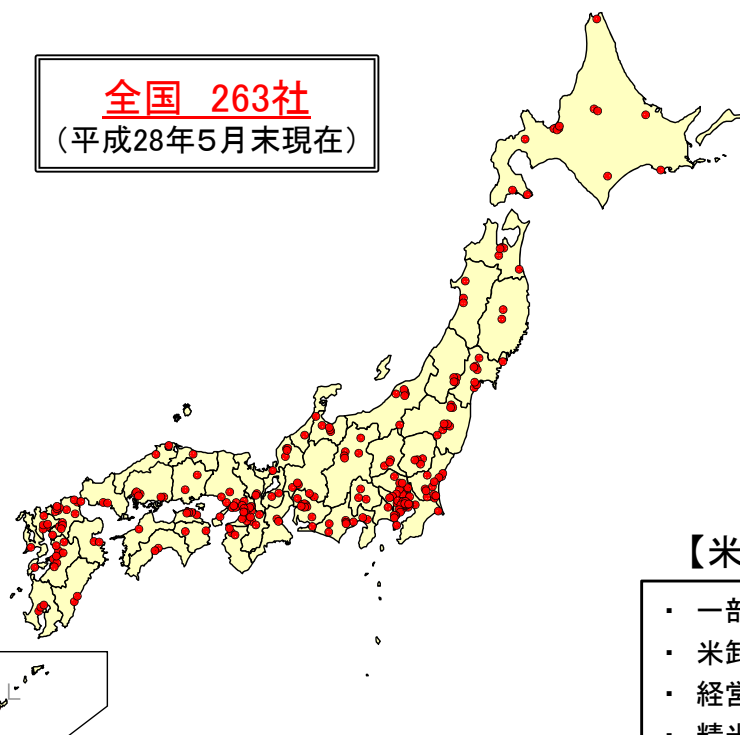
米卸売業の業界構造

- 現在、全国で260以上の米卸売業者（年間玄米取扱量4,000トン以上の販売業者）が存在。
- 第1位の業者であっても年間取扱量50万トン以下（全国シェア8%）、上位10社の全国シェアでも合計は35%と、上位の会社の全体の流通量に占める販売シェアは小さい。
- 一方、年間取扱量が1万トン未満の卸売業者の数の割合は約50%に上る。これは、米の生産は各都道府県において広く行われており、これを前提として県内流通を主とする卸売業者が存在してきたこと、食糧管理法時の許可卸売業者等が現在でもそのまま残存していること等によるものと考えられる。
- 米卸売業の経営については、「不動産業などの副業を営んでおり、米卸売業が不振でも経営を継続できる」といった実態がある。

【米卸売業者の分布図（本社所在地）】

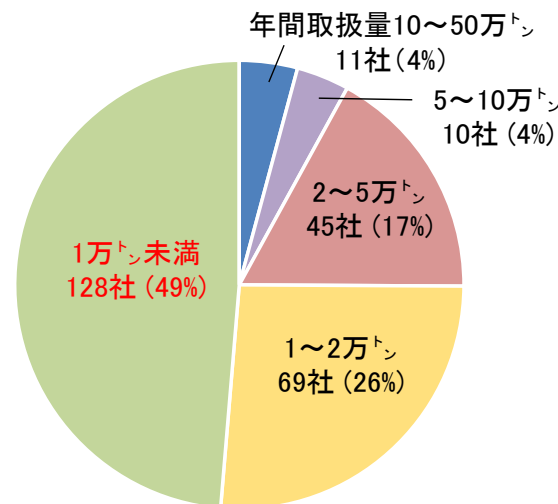
（年間玄米取扱量4,000トン以上の販売業者）

全国 263社
（平成28年5月末現在）



【規模別業者数（平成28年5月末現在）】

（年間玄米取扱量4,000トン以上の販売業者）



【米卸売業者の販売量とシェア（平成26/27年）】

（年間玄米取扱量4,000トン以上の販売業者）

（単位：万トン）

順位	事業者名	販売数量	シェア
1	A 卸	46	8%
2	B 卸	31	5%
3	C 卸	29	5%
4	D 卸	15	3%
5	E 卸	15	3%
6	F 卸	15	3%
7	G 卸	13	2%
8	H 卸	12	2%
9	I 卸	11	2%
10	J 卸	11	2%
上位10社		197	35%
全国		568	-

資料：「米穀の取引に関する報告」等を基に農林水産省が作成（卸売業者間の取引を含む。）。

【米卸売業者が現状のまま経営を継続する理由（業界への聞き取り）】

- ・ 一部の小規模な事業者においては、米卸業が不振でも他の「副業」による利益により米卸業を継続できる。
- ・ 米卸売業者を経営する者の中には、地元の名士が多く、現在も資産家が多い。
- ・ 経営不振になっても、不動産を担保に運転資金を借り入れることができる。
- ・ 精米工場の老朽化が進んでいる業者は、工場の償却が済んでいるため、経費への負担が少なく、その結果、施設の集約や更新が進まない。

米卸売業の経営状況

- 米卸売業は、玄米を仕入れ、それをとう精して販売するという経営のため、付加価値を生み出しにくく、薄利多売により利益を出す傾向。このため、必ずしも経営基盤は安定しておらず、近年の消費減退や米価の変動等による経営への影響を受けやすく、毎年、全体の2～4割程度の米卸売業者が経常欠損を出している。
- なお、米卸売業と同様の加工業である小麦粉製造業や糖類製造業においては、業界の再編が一定程度進み、経営の多角化や製造コストの削減等により、営業利益率は米卸売業者を上回っている。

【米卸売業者の営業収支（総売上高に対する割合）の内訳】

	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
売上総利益率	8.6%	9.2%	8.1%	7.3%	9.5%
米穀のみ	7.3%	8.0%	6.8%	5.6%	7.6%
販売費・一般管理費率	7.6%	7.8%	7.4%	7.3%	8.7%
営業利益率	0.9%	1.4%	0.7%	※0.04%	0.8%

参考：経常欠損卸率	27.1%	21.9%	38.8%	45.8%	26.0%
-----------	-------	-------	-------	-------	-------

出典：米穀安定供給確保支援機構が作成している「米卸売業者の経営概況」から引用

※（参考）H25年の営業利益率が大幅に低下している理由

需給緩和を背景に、平成25年産の米価は前年に比べ大幅に下落。高値で仕入れた平成24年産在庫の販売差損等により、営業利益が大幅に減少したものの。

（参考）他業種の営業収支（平成22年度）

	小麦粉製造業	糖類製造業
売上総利益率	23.4%	22.6%
販売費・一般管理費率	19.1%	16.1%
営業利益率	4.3%	6.5%

出典：食品企業財務動向調査報告書

〔農林水産省 平成23年度 6次産業推進中央支援事業 6次産業化財務動向調査の実施〕

注：糖類製造業とは、砂糖製造業、砂糖精製業、ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業である。

精米工場の稼働率

- 精米工場の稼働率は、昭和60年では60%以上。その後、年々下がり続け、近年では50%程度で推移。
- 一方で、年間とう精数量5万トン以上の精米工場は、稼働率が90%以上。
- 地域別には、全国各地域ともに5～6割程度。

【稼働率の推移】

	昭和60年	平成元年	5年	10年	15年	20年	25年	26年
稼働率	63%	55%	53%	42%	51%	57%	50%	52%

資料：（一社）日本精米工業会からの提供データを基に作成

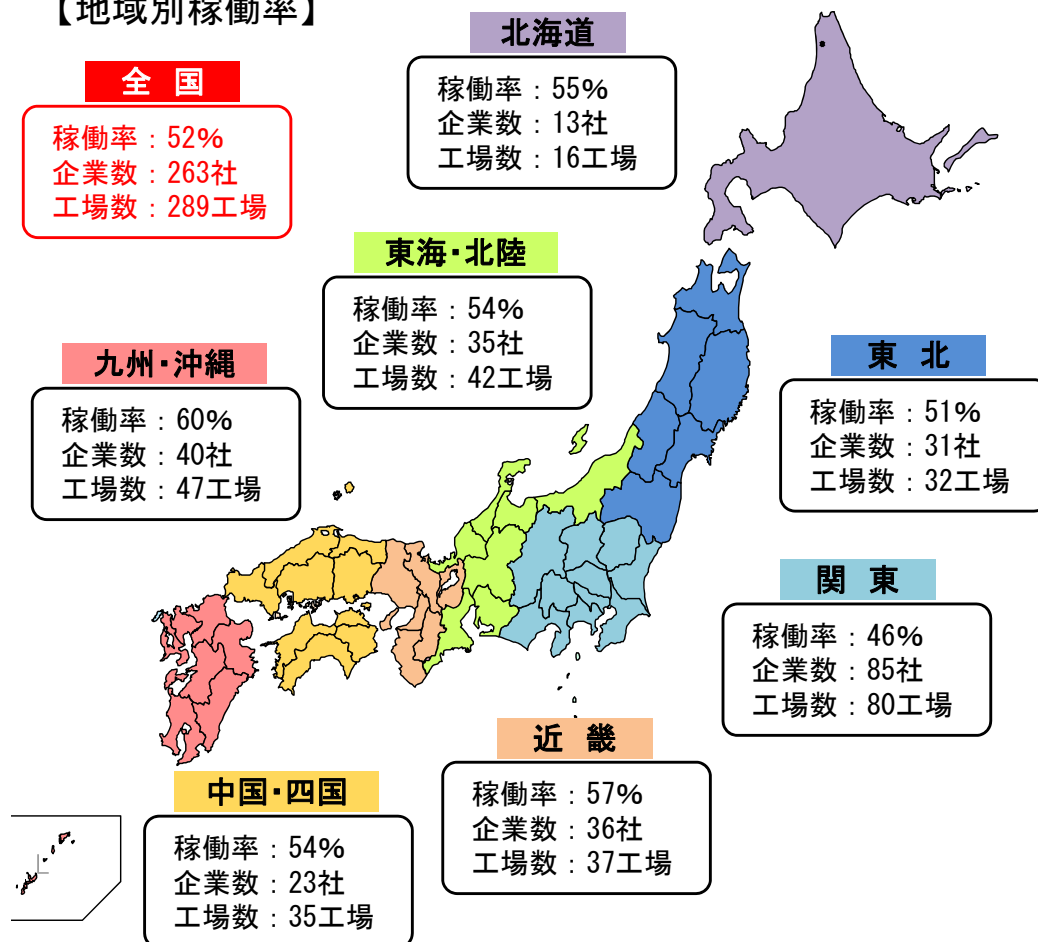
注：稼働率：年間とう精数量／ $\left(\frac{\text{1馬力1時間当りの精能力}}{\text{（1日）}} \times \frac{\text{（1ヶ月）}}{\text{（1年）}}\right) \times 8\text{時間} \times 22\text{日} \times 12\text{ヶ月}$

【年間とう精数量別稼働率】（平成26年）

年間とう精数量	5万トン以上	3～5万トン	1～3万トン	1万トン未満
稼働率	91%	74%	55%	32%

資料：（一社）日本精米工業会からの提供データを基に作成（平成26年）

【地域別稼働率】



資料：（一社）日本精米工業会からの提供データを基に作成
注：稼働率は26年、企業数・工場数は28年の値である。

精米工場一覧（とう精能力50t／日以上の158工場）

H28年12月末時点

北海道

- ・(株)高橋商事
- ・ホクレンパールライス工場
- ・クワハラ食糧(株)
- ・ホクレンパールライス砂川工場

- ・北海道中央食糧(株) 江別精米工場
- ・(株)松原米穀
- ・(株)アサツマ・グラス
- ・(株)食創 精米工場
- ・(株)ほくべい
- ・旭川食糧(株)
- ・(株)シヨクレン北海道
- ・函館米穀(株)

東北・北陸地方

- ・舞台アグリノーション(株) 亘理精米工場

- ・(株)パールライス宮城 本社精米工場

- ・(株)全農ライフサポート山形
- ・全農秋田県本部米穀部 精米センター
- ・(株)東北むらせ 精米工場
- ・(株)米心石川
- ・菅原精米工業(株)
- ・全農パールライス(株) 新潟精米工場
- ・新潟ケンベイ 魚沼工場
- ・(株)JAライフ富山 米穀事業部精米工場
- ・(株)純精いわた 精米センター
- ・ナカリ(株)
- ・全農青森県本部 パールライスセンター

- ・(株)藤井商店 新潟精米工場
- ・飯島米穀(株) 精米工場
- ・(株)宮城ライス 精米工場
- ・(株)諸長 魚沼精米工場
- ・神山物産(株)
- ・中橋商事(株)
- ・(株)大島村あきたこまち生産者協会
- ・(株)諸長 見附工場
- ・ライケット ハ芦精米工場
- ・(株)とやま食販
- ・高田食糧(株)
- ・(株)シェイエてんどうフーズ
- ・(株)東北食糧
- ・福島浜通米穀(株)
- ・(株)堀商店
- ・(株)高岡食糧
- ・福井県米穀(株)

関東地方

- ・(株)ヤマタネ 東京精米工場
- ・(株)ヤマタネ 岩槻精米工場

- ・(株)神明 東京工場
- ・(株)神明 富士御殿工場
- ・(株)神明精米 関東工場
- ・(株)ミツハシ 本社工場
- ・沼津米穀卸(株)富士長泉工場

- ・伊丹産業(株) 埼玉精米工場
- ・伊丹産業(株) 千葉精米工場

- ・(株)むらせ 首都圏工場
- ・栃木県中央食販(株) 小山センター
- ・千田みずほ(株) 横浜工場
- ・木徳神糧(株) 静岡工場
- ・(株)山田屋本店山梨工場

- ・(株)田島屋 土浦工場
- ・(株)田島屋 つくばセンター
- ・全農パールライス(株) 神奈川精米工場
- ・全農パールライス(株) 八王子工場
- ・全農パールライス(株) 埼玉精米工場
- ・カカシ米穀(株)
- ・(株)マイパール長野
- ・全農パールライス(株) 千葉精米工場
- ・(株)武蔵糧穀 鴻巣精米工場
- ・全農茨城県本部 パールライス精米工場
- ・関東穀粉(株)
- ・北相米穀(株) 相模原精米センター
- ・栃木米供給総合センター 精米工場
- ・新橋産業(株) 鹿嶋工場
- ・(株)ナオイ 蕨精米工場
- ・(株)はくばく 精米工場
- ・東光食品(株)
- ・(株)イトセーブ 精米工場
- ・東海穀粉(株)
- ・(株)イクタツ

- ・木徳神糧(株) 桶川工場
- ・木徳神糧(株) 本牧工場
- ・ベイクックコーポレーション(株)
- ・(株)ナンブ 川口精米センター
- ・ミツハシ・丸紅ライス(株)
- ・東洋ライス(株) サイタマ工場
- ・ユアサ・フナシヨク(株) 高瀬工場
- ・(株)杉田商店
- ・浜松米穀(株) 高林工場
- ・(株)実取商事
- ・(株)遠州米穀 磐田精米センター
- ・(株)ミツハシ 無洗米工場
- ・名糖商事
- ・東京山手食糧販売協同組合 川越精米工場
- ・高橋食品(株)
- ・(株)ニユーノザワフーズ
- ・三多摩食糧卸協同組合

東海地方

- ・大和産業(株) ヤマトライスセンター

- ・(株)ミエライス

- ・愛知県経済連 パールライス安城工場
- ・全農岐阜県本部米穀部製造課

- ・(株)名古屋食糧 飛島精米工場
- ・(株)名古屋食糧 一宮第2精米工場
- ・大栄産業(株) 津島工場
- ・近喜商事(株)
- ・ギフライス
- ・みのライス(株)
- ・中部食糧(株)
- ・(株)加商
- ・伊勢米穀企業組合

近畿地方

- ・(株)神明 西宮浜工場
- ・(株)神明 阪神工場
- ・幸南食糧

- ・伊丹産業(株) 伊丹精米工場

- ・(株)京山 長岡京物流センター
- ・全農パールライス(株) 兵庫工場
- ・(株)パールライス滋賀
- ・阪神米穀(株) 西宮浜工場

- ・津田物産(株)
- ・(株)京山横大路物流センター
- ・幸福米穀(株)
- ・(株)大阪第一食糧 泉佐野工場
- ・ライスフレンド(株)
- ・木徳神糧(株) 滋賀工場
- ・フジタ精米人
- ・東洋糧穀(株)
- ・播州精米人
- ・(株)ヒョウベイ 精米センター
- ・奈良第一食糧(株)

中国・四国地方

- ・(株)神明中四国工場（広島）

- ・広島食協(株) 深川精米工場

- ・全国農業協同組合連合会広島県本部
- ・岡山パールライス(株) 精米工場
- ・(株)JAアグリ島根 パールライス工場
- ・(株)ひめライス
- ・山口農協直販(株) 精米センター

- ・木徳神糧(株) 岡山工場
- ・下関食糧(株) 下関精米工場
- ・瑞穂糧穀(株) 下関精米工場
- ・香川県食糧事業協同組合
- ・広島県東部食糧協同組合
- ・(株)糧配
- ・(株)鳥取県食

九州地方

- ・(株)神明 九州工場

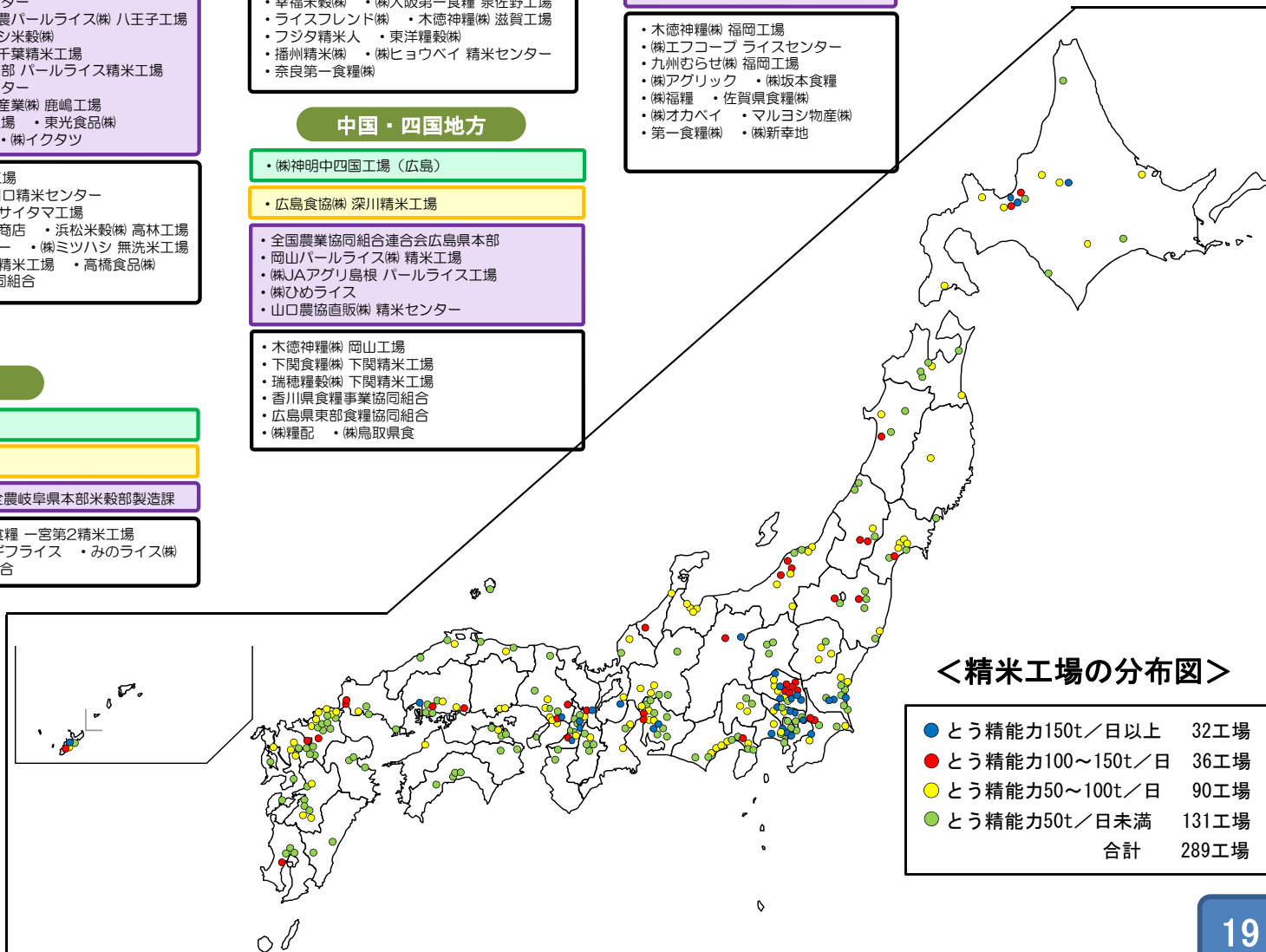
- ・JA熊本経済連 パールライス工場
- ・沖縄食糧(株)

- ・鹿児島パールライス(株)

- ・全農福岡県本部 ライスセンター
- ・(株)サンフリース 佐世保精米工場
- ・(株)JA食糧さが
- ・福岡農産(株)

- ・木徳神糧(株) 福岡工場
- ・(株)エフコープ ライスセンター
- ・九州むらせ(株) 福岡工場
- ・(株)アグリック
- ・(株)坂本食糧
- ・(株)福糧
- ・佐賀県食糧(株)
- ・(株)オカベイ
- ・マルヨシ物産(株)
- ・第一食糧(株)
- ・(株)新幸地

調査対象：
1：全米販系及び全農系（経済連含む）卸売業者の精米工場
2：その他、不作等による政府備蓄米放出時の特例販売の有資格者等



（参考）

SQF 2工場

FSSC22000 12工場

ISO22000 4工場

精米HACCP 9工場

ISO9001-HACCP 1工場

ISO9001 50工場

HACCPのリスク分析手法を取り入れた規格(28工場)

※ 大手量販店等への販売や輸出を行う際に、食品安全等に関して一定の品質管理規格を満たしていることが条件となる場合がある。

米流通の今後の方向

- 現在の米卸売業は、中小規模の企業が多数あり、過当競争となっており、その結果、十分な利益が確保されておらず、経営基盤が不安定。
- このため、米流通において今日特に期待される機能（実需者との価格交渉力を背景とした生産者への適切な対価支払や、生産者との安定取引）が必ずしも十分に果たされていない。
- 生産者・消費者にとってより有利な安定取引を通じた農業の体質強化を実現するため、抜本的な合理化を推進することとし、事業者が業種転換等を行う場合は、国は、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を実施。

現 状

- 米卸売業は、中小規模の企業が多く、個々の経営規模は零細
- 米卸売業は、過当競争となっており、厳しい経営状況
- JA、全農、卸売業者と多くの流通段階を経由していることにより、一定の流通コストがかかっている状況
- 需要を上回って米が生産されても、JA・全農等により、そのまま全量が集荷され、在庫が残って農家の手取が下がっても責任の所在が曖昧

課 題

- 米卸売業は、実需者との価格交渉力が弱く、結果、生産者の所得向上につながりにくい。
- 米卸売業は、適正な利益が確保できず、米の付加価値向上を図るための体力が弱い。
- 生産者が事前契約、複数年契約を進めようとしても、卸売業者は安定して契約を結ぶ相手になりにくい。
- 生産者やJA等が自ら販売先を開拓できず、直接販売が進みにくい（＝販売力がない）。

米流通の今後の方向

- 生産者・JA等が、自ら販路を開拓するとともに、流通を合理化してコストを削減
- 生産者・JA等と実需者との間で事前契約や複数年契約などの安定取引を促進
- 生産者・JA等が、新業態・新商品開発等を実施

生産者・消費者にとってより有利な安定取引